

八王子市立恩方第二小学校 いじめ防止基本方針

基本方針

「いじめを許さないまち八王子条例」に基づき、全ての教職員が、学校は子どもが幸福に生きるための資質能力を培う場であり、「いじめはどの子どもにも、どの学校においても起こり得る、誰もが加害者にも被害者にもなりえる」という認識に立ち、教育委員会や家庭、地域と連携し、いじめの未然防止と早期発見・対応・解決の取組を徹底する。

<いじめに対する基本的な取組>

(1) 道徳教育等の充実

- ① 道徳の時間を要として、教育活動全体を通じた道徳教育を充実させ、自己を他者とのかかわりの中であらえ、望ましい人間関係の育成を図る指導を計画的に行う。
- ② コミュニケーション能力を高める活動を縦割り班による活動や体験を重視した活動の中で推進する。
- ③ 児童会活動等、児童自身の主体的な参画による他者とのかかわりの取組を継続的に行う。
- ④ 家庭や地域と連携して、思いやりの心や生命尊重の態度など、児童の豊かな心を育むための取組を推進する。

(2) 未然防止や早期発見のための措置

- ① 自己有用感を高めるために、スモールステップで評価を行い、少しの伸びでも認め、誉めていく。
- ② 毎週水曜日に行ういじめ対策委員会で気になる行動など児童の情報交換を行う。
- ③ 学校いじめ対策委員会、生活指導部会において、児童の情報交換を行い、組織的に対応する。学校いじめ対策委員会の組織は、全教員参加の週1回の会議、臨時に開かれる委員会（参加者は、管理職と管理職が必要と判断した者）とする。いじめの疑いがある場合、定例全体会や臨時の委員会でいじめかどうかの判断を行う。
- ④ 「ふれあい月間」を通じて、いじめに関する児童アンケートを年3回実施し、課題を早期に解決する。年3回周囲の人に感謝する取組を行い、感謝の心を養うことで、人への思いやりの心を育成させる。また月目標の中にあいさつをする、やさしい言葉をかけることにつながる取組を取り入れ、良好なコミュニケーション環境をつくる。
- ⑤ 児童からの相談や訴えに丁寧に向き合い、児童や保護者が安心して相談できる環境を整える。
- ⑥ 各年度の開始時に児童、保護者、SC、地域、関係機関等へ基本方針の内容を説明し、見守りシート等を活用し、いじめの早期発見に努める。
- ⑦ スクールカウンセラーによる全員面接を行い、相談活動を充実させる。
- ⑧ 教職員向けチェックリストを作成・共有して全教職員で実施する。

(3) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ① セーフティ教室および学級指導を通じて、児童への情報モラルの指導を徹底するとともに、家庭への協力を依頼する。
- ② 学校非公式サイト等の有害情報の把握に努め、問題のある書き込みに対しては迅速な対応を図る。

<いじめが発生した場合の対応～早期解消に向けて～>

- (1) いじめの事実把握を確実にし、いじめ対策委員会において協議し、対応は全校で行う。
- (2) いじめを受けた児童に対する支援を行うとともに、その保護者に実情や指導の経過を説明し、理解と協力を依頼する。
- (3) 加害児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導するとともに、教職員全員の共通理解、保護者の協力、警察や児童相談所等との連携の下、当該児童・生徒が抱える問題の解決を図る。犯罪行為として扱われるべきと判断される場合は、警察と連携して対応する。学校いじめ対策委員会において、いじめが解消されたか判断する。また、本人・保護者への確認を行う。

<重大事態への対処>

- (1) 教育委員会と連携し、事実関係を明確にするための調査を行う。
- (2) いじめを受けた児童及びその保護者に対し、必要な情報を適切に提供する。
- (3) 教育委員会や警察、関係諸機関と連携し、解決に向けて徹底した対応を図る。